

# 道経連通信

No. 627

発行所／北海道経済連合会  
 TEL011-221-6166 / FAX011-221-3608  
 発行人／菅原 光宏 頁数 2 頁  
 編集／山崎達也、袖川知恵美  
 平成27年4月5日号 (毎月5、20日発行)  
 ホームページ <http://www.dokeiren.gr.jp/>

## 今後の主要事業

### 【4月以降の主な行事予定】

日時	行事		
	場所	グループ・局	担当
4月23日(木) 11:00~13:00	平成27年 4月度 会長・副会長会議		
	道経連会議室	企画総務グループ	堀田・山崎
5月14日(木) 10:00~12:00 12:15~13:30	第220回常任理事会・第78回理事会 合同会議		
	経済記者クラブとの昼食懇談会 (会長、副会長、常任理事)		
	センチュリーロイヤルホテル	企画総務グループ	馬場・堀田・山崎
5月27日(水) 16:00~17:00	平成27年 5月度 会長・副会長会議		
	道経連会議室	企画総務グループ	堀田・山崎
6月10日(水) 13:30~18:00	第41回 定時総会・第79回 理事会・創立40周年記念式典・懇親会		
	札幌グランドホテル	企画総務グループ	馬場・堀田・山崎

### 【4月以降の講座講習会】 [http://www.dokeiren.gr.jp/roudou\\_seisaku/seminer/](http://www.dokeiren.gr.jp/roudou_seisaku/seminer/)

日時	講座講習会名		
	場所	グループ・局	受講料
5月13日(水) 13:00~17:00	労働基準法の実務講座 ～労働時間・休憩・休日・有給休暇の実務ポイントと留意点～		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円
5月19日(火) 10:00~17:00	新任管理・監督者特別講座 管理・監督者に求められる行動と責任 一指導力、統率力強化のポイント		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 15,120円 一般 18,360円
5月25日(月) 26日(火) 10:00~17:00	中堅社員レベルアップセミナー ～実践的活動の先頭に立つ中堅社員を育成する～		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 28,080円 一般 30,240円
6月15日(月) 13:00~17:00	雇用保険に関する実務講座 ～雇用保険制度の早分かりと手続き上の留意点・雇用トラブルの対処法など～		
	道特会館 6階 中会議室	労働政策局	会員 6,480円 一般 8,640円
6月17日(水) 9:00~17:00	法人営業力パワーアップ研修 ～すぐに効果が実感でき、ライバルに差をつけるアクション・マニュアル～		
	道特会館 5階 大会議室A	労働政策局	会員 12,960円 一般 16,200円
6月22日(月) 10:00~17:00	安全衛生担当者のための 改正労働安全衛生法対応 実務実践セミナー		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員・一般 17,280円
6月24日(水) 25日(木) 10:00~17:00	第一種・第二種 衛生管理者受験のための対策講座		
	道特会館 5階 B会議室	労働政策局	会員 27,540円 一般 25,380円
6月26日(金) 9:30~20:10	安全管理者選任時研修		
	道特会館 5階 大会議室B	労働政策局	会員・一般 9,720円
6月26日(金) 10:00~16:00	『メンタルヘルス不調者を出さない組織づくり』 ～「心の健康に取組むことはリスク管理の一環」～		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 12,960円 一般 16,200円
7月2日(木) 10:00~17:00	「女性活躍推進の取り組み」研修		
	道特会館 2階 大会議室	労働政策局	会員 15,120円 一般 18,360円

※講座・講習会のお問い合わせは 労働政策局 (TEL 011-251-3592) まで。

【道経連通信 No.627】(1)

◆ 道経連より

**マイナンバー制度、はじまります**

○平成27年10月から、マイナンバーが国民一人ひとりに通知されます。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用するもので、原則として変更されません。

○行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。

○事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。  
➡そのため、特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いてわかりやすく解説したガイドラインを作成しています。

○マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

詳しくは「マイナンバー」で検索。又は0570-20-0178へお問い合わせください。

政府広報オンライン マイナンバー特集

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>